

---

平成28年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年9月5日 (月曜日)

---

**議事日程** (第2号)

平成28年9月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第86号 町道路線の廃止について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第86号 町道路線の廃止について

---

出席議員（14名）

1番	小林 和政君	2番	宗 晶子君
3番	宮下 久雄君	4番	有永 義正君
5番	信田 博見君	6番	鞆野 希昭君
7番	池亀 豊君	8番	工藤 久司君
9番	丸山 年弘君	10番	田原 宗憲君
11番	吉元 成一君	12番	塩田 文男君

13番 武道 修司君

14番 田村 兼光君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長	……………				神崎 博子君
総務課長	……………	八野 繁博君	財政課長	……………	元島 信一君
企画振興課長	……………	江本 俊一君	人権課長	……………	武道 博君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	…	今富 義昭君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	吉留梯一郎君
総合管理課長	……………	永野 賀子君	環境課長	……………	長部 仁志君
商工課長	……………	野正 修司君	学校教育課長	……………	繁永 和博君
生涯学習課長	……………	柿本直保美君	商工課参事	……………	村上 敏之君
監査事務局長	……………	石井 紫君			

---

午前10時00分開議

○議長 (田村 兼光君) 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 議案第74号**

○議長 (田村 兼光君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第74号平成28年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） おはようございます。それでは、早速質問をさせていただきます。

10ページ、総務費の中の電算関係の費用です。システムの関係と器材、器具の関係の電算関係の費用が上がっています。これは資料を見ると、システムというか、機械も含めて強靱化というふうなネットワークの強靱化とか、あと総合運用テスト及びネットワークの強靱化、ネットワークの強靱化、全て基本的にはインターネット関係、ネットワーク関係の強靱化ということになっておる。合計すると、これ約3,000万を超えるんですかね、3,000万ぐらいの金額を超えるような金額になるかと思います。これまでの金額をかける必要性がある内容なのか、当然、この強靱化というのはセキュリティーの問題になってきますんで、やらないといけない部分は当然やらないといけないと思うんですけど、この金額が適正な金額かどうかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課、八野でございます。

先ほどの武道議員からの御質問でございますけれども、今回計上しております補正予算につきましては、昨年、国のほうから年金基金の情報漏えいやマイナンバーの運用開始に伴いまして、国よりネットワークの強靱化ということで指示があつて、最低限するような項目を提示されております。

その内容につきましては、個人番号利用系のネットワーク、これについては住民基本台帳、税等が考えられます。その他の個人番号利用の事務としましては、農家台帳とか下水道の使用料とか、そういう事務系のネットワークがございます。これらのネットワークをまず分離しなさいということで指示がっております。

それともう一つは、認証における二要素認証の導入ということで、本町におきましてはID、パスワードということで、それしか業務を携わるときに、そういう認証で業務をしておりましてけれども、国のほうから2つの要素の導入をということで、ID、パスワードと声帯認証の導入ということで、この予算を計上させております。

それともう一つ、操作ログの取得をしなさいということで、職員が使用するに当たってどういう作業をしたかとか、そういう関係のログを管理しなさいということで指示がっております。

そういう導入に伴う経費と、あとサーバーとか声帯認証とか、そういう分の機器の導入をしております。この中に予算書のシステム改修委託料としまして626万6,000円、これにつきましては、来年の平成29年7月からマイナンバーの運用が開始されます。これにつきましては市町村間の運用が開始されるわけで、それに伴いまして総務省分と厚生労働省分の運用テストが

始まりますので、その作業の費用ということで計上させております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 今、内容を聞くと、かなりのセキュリティーの問題をクリアすると。当然、国の指導があつて、そういうふうな形でというふうな形になってると思いますが、それが実際、この3,000万を超える金額が適正なのかどうなのかっていうのはなかなか難しいものがある、他社というか、一般的にどれぐらいのものなのかとか、やはり比較しながら適正な金額で支払いをして契約していただきたいと。

例えば入札とかでいくと、例えば5,000万以上とか、ある程度の金額以上になると議会議決が必要になると。また、物品購入においても土地の関係とかいろんな物品の関係もあるでしょうけど、700万以上とか、いろんな基準があると思う。ただ、この委託料に関しては、議会議決が必要がないんです。だからこれが3,000万とか5,000万とかなっても、極端な場合、1億とかなっても、議会議決というものが出ないという部分に関しては、この予算のときにしっかりと内容を確認してやっていただかないということになりますんで、ここでこれをどうこうということではありませんが、執行部のほうでしっかりチェックをしていただいて、特に電算というものは見えない数字がかなり多いんです。ほかのところ、近隣等を含めて、確認しながらしっかりとした形での支払いをしていっていただきたい、導入をしていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ページが15ページ、16ページですが、7款1項5目企業誘致費の250万円、調査設計管理委託料、この250万円の説明と、あと8款2項3目道路新設改良費2,000万です。説明書には日奈古54号線の設計業務委託料と書いてありますので、企業誘致費に関しては湊の企業適地を今後の展開として何か考えているんだろうと思いますし、この日奈古の54号線に関しても、ちょっとはっきりわからないんですが、日奈古グラウンドに接続の道路の云々かなとちょっと思ったものですから、その説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 商工課、野正課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

ただいまの質問の企業誘致費の委託料でございますが、これは湊でございます企業適地がございますが、そこの土どめ擁壁の工事の設計の委託料でございます。

○議長（田村 兼光君） 建設課、平尾課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。

8、2、3、道路委託料です。これは日奈古54号線、これちょっと今、仮称ということで54号とつけておりますけど、日奈古グラウンド、これが企業誘致適地ということで上がっておりますけど、その適地に進入するためのアクセス道路ということで調査設計を上げております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 湊の企業適地といつも言っています日奈古のグラウンドのアクセス道路をつくるということで、企業誘致に本腰を入れたのかなと、ここまでの予算を上げてくるということで。ちょっと一般質問的にはなるかと思いますが、今の企業誘致に関する状況をわかる範囲でお願いします。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

私、ことしの4月から商工課長になりましたが、問い合わせ等も数件あってございます。それと、日奈古のグラウンドの分については、現在お話も進めているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 課長の言うとおりの、日奈古については非常に濃厚な形の今協議をやっておると、それだけちょっと申し上げて。それと、湊の前の養鶏場跡ですか、あそこについては、きょうお会いする予定でしたけれども、ちょっと台風の関係できょうは向こうが来れないという連絡があってですね、近々のうちにまた向こうから連絡があって会う約束をしておると、こういう状況でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） これだけの予算を日奈古のグラウンドアクセス道路、また湊の適地にするわけですから、今までなかなか企業誘致という形でできていけませんので、ここでお金をかける以上、やはり町長のまあまあ本気を出したのかなというふうに思いますので、そう理解しますので、必ずや企業誘致をしていただき、質問を終わります。

○議長（田村 兼光君） ほかに。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） もうダブってしまったんですけども、システムのところでお尋ねしたいと思います。

いつもシステムのところはよく聞くんですけども、金額的には築上町のほうは結構値段的には一生懸命努力して頑張っているというのは以前聞いたことがあるんですけども、システムで委託料、導入委託料と改修委託料というのがありまして、結果的に内容は強靱化ということなんですけども、ここでいつも僕わかんないんですけども、導入委託料と改修委託料の意味がよくわかん

なくて、その説明と、委託料と改修委託料の中身を詳細にちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 今、塩田議員の御質問でございますけれども、システム導入委託料1,613万2,000円、この分につきましては、先ほど武道議員からの御質問の中でお話しています個人番号利用系の分とその他の事務系の分の分離ということで、それと、認証における2つの要素の導入ということで声帯認証を導入するためのソフトとか、操作ログを取るためのソフトの導入とか、そういう分の費用が導入委託料。システム改修委託料626万6,000円につきましては、来年の29年7月から市町村間でマイナンバーの相互運用が開始されます。それに伴いまして厚生労働省分、総務省分の業務の市町村間の連携を図るための運用テストの委託料という形で上げております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） システムで、毎回いろいろ国から変更していかにかいけんとはわかるんですけども、もうそういう言い方じゃなくて、今、システムでマイナンバー、じゃあそのマイナンバーのシステムが何ぼなのかと、人件費がこれだけかかるんですと。これ人件費入ってるって明白にわかっているんですから、もう何が何ぼかかって、何に何ぼかかっていますと。もうこれ言いだして数年かかっていますんで、今さら、ただ金額的には努力されてるっていうのは以前聞きました。だから、中身について、導入委託料とか、改修とか言いながら、結果、人件費何ぼかかって、何が何ぼっていう、ソフトが幾らで人件費が何ぼっていうのは、そこをはっきり、これだけかかっているんだというやつで、その内容をびしっと教えてくれということです。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課の八野でございます。

先ほどの塩田議員の御質問でございますけれども、確かにこの改修導入委託料の中にはソフト会社の人件費が入っていることは事実でございます。ちょっとその通知につきましては、手元のほうに資料がございませんけれども、確かにその経費がかかっているというのは確かでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） わかりました。今、資料がない。もしできれば委員会までに1回詳細できたらお願いします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 質疑についてですが、議案の中にあるんで、そういった細かいところについては資料を出せというよりも、総務課長、出席依頼をしてほしいと、こういうふう  
に答えた方が妥当じゃないかと思いますがどうですか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課八野でございます。できれば厚生文教の委員会で御説明できれば、その中で資料をもって御説明したいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） いやいや、もう今の議事の進行も俺もわかっちゃよんよ。わかっちゃよるけど、議員として、あんたたちがせっかく言いよるんやから俺が許したわけやけ。ほんなら委員会のときにほんとはいわあね、もっとじゃんじゃん聞いておくれ。  
ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第74号は、厚生文教、総務産業建設委員会に付託します。

---

#### 日程第2. 議案第75号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第75号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第3. 議案第76号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第76号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第76号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4. 議案第77号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第77号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第77号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第5. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 認定第1号について質問をいたします。

今年度、経常収支比率が80%台、88.5%ということで、数値的には前年度から見ると5%以上改善をされているというような状況で、いい流れになっているなというふうに思っています。

約10年の月日がたって、合併してからですね、平成18年においては105%、100%を超える年が2年続き、90%台、一時80%台もありましたが、また90%台に戻り、昨年はちょっと悪化をしたと。ところが、ことしはその分を一気に取り戻したと。この要因は何なのかなということで、ちょっと後でお聞きしたいというふうに思いますが、その数値が88.5ということで、これ、分子と分母の関係があると思うんです。経常収支比率の分子、上にくる分ですね、支出の部分というか。平成18年には61億4,000万あった金額が、現在では54億5,000万ということで、かなりの改善が見られると。これはもう人件費が主な数値ということで、以前もこれは町長がそういうふうに言われてました。分母においては、合併当初が58億という金額に対して、現在では61億6,000万ということで分母は逆にふえていってる。分母がふえて分子が減っていったら、経常収支比率は、当然パーセンテージは下がってくる。これはもう算数の計算ですけどね。問題はこの要因。もうこれはすごく努力されている。もう数値的にもすばらしい形で進んでいってるというのは私、当然理解しているんです。その中で、これだけ努力をされていた一つの大きな要因があれば説明をお願いしたいなど。今後、その要因を踏まえて、もっと改善できていくものなのか、もういっぱいいっぴいで、もうこれ以上本当努力できないよというところまで持っていっているのかという部分も含めて、説明を願いたいというふうに思います。

それともう1点、ちょっと中身で、余り細かいことはまた一般質問を出していますのでそこで

聞きますが、ちょっと議場でしっかりとここを確認をしときたいという部分がありますので、質問させていただきます。

ページが195、196のところで、商工費の7款1項6目の中の13節委託料の中でマスコットキャラクター関連用品作成委託料という格好で、これ等だろうと思う。内容はもう確認をさせてもらってます。このマスコットキャラクターというのが、築上（きずきのぼる）君が築上町のマスコットキャラクターだろうと思うんです。ところが、実際この費用は築上（きずきのぼる）の費用には当たっていないというのが現状です。

それと、DVDの作成がこの費用の中にある。このDVDの作成は、当初私は、前回6月のときにもちょっとお話ししましたが、私そのとき聞いてたのが観光協会がつくったというふうにお聞きしていた。実際、観光協会のホームページ、YouTubeの中に載っている。このYouTubeのほうからというか、町のホームページから観光協会にアクセスをしないと見れないというふうな状況の流れなんです。基本的には、これ観光協会がつくったというふうな流れになるのかなというふうに思うんですが、これ観光協会がつくった費用で、このキャラクターにしても観光協会のキャラクターの費用ということになると、この町の予算で直でつくった理由、なぜそういうふうな形をとったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 経常収支の件については私からお答えします。

観光協会は担当課のほうからお答えしますが、経常収支は当然、経常費という形の中で経常的支出と臨時的支出という項目がございますが、基本的には分母が大きくなって支出関係は余り変わっていないというのが現状でございます。というのが、いわゆる予算の投資的経費をたくさん、昨年から少し積極予算組んでます。そういう形の中で、事業費支弁という形で事務費がいわゆる事業の中で使えます。その分が経常的な形から臨時的経費にもっていけるというふうな形になって、若干経常収支比率が非常に好転してきたということで、積極予算をやったということで理解をしていただければいいのではなかろうかなと、このように考えております。前どおりの予算規模であつたらそんなに変わっていないんだろうと思いますけれども、予算規模が上がって、投資的経費が上がったと、そして臨時的経費の中で経常経費分が見れるようになったというふうなことで理解をしていただければいいのではないかと。あとは商工課のほうから。

○議長（田村 兼光君） 商工課村上参事。

○商工課参事（村上 敏之君） 商工課の村上です。

先ほどの件ですけれども、6月の時点で観光協会のほうで作成したということなんですけど、それは違うと思います。役場の予算のほうで作成をしております。ちくまの着ぐるみを作成に充てたんですけれども、これは内閣府のほうの先行型交付金を活用しております、内閣府の担当

者らにも確認した上で特に問題はないということで作成をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 経常収支比率の関係については、そのような形で数値がはかり方というか、分子、分母の関係が数値的にあらわれてきたんだというだけのことであって、余り変わってないんだということですね。だから、やはり努力はこれからも先、続けていかないといけないなど。ただ、今の数値だけでいくと、本当いい方向にはなっていってるといっているので、すごく評価はさせていただきたいというふうに思っています。

また、経常収支比率以外の、例えば実質公債費比率、財政力指数、将来負担比率のどれをとっても、いい方向で財政的にはいっているなどというふうに感じていますので、この流れをしっかりとキープして、これからもっと改善に努力していただければなどというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

それと、キャラクターの件です。観光協会というか、町の関係といえば町の関係なんでしょうけど、町の予算で、例えば観光協会がつくるのであれば観光協会に助成をすとか、観光協会もNPO法人になってますので、町の関連という位置づけをどのようにするのかという部分が大切だろうと思うんです。だから、その線引きを何もかもごっちゃになってしまうと、観光協会イコール築上町というふうな扱いになる。それであれば、NPO法人を解散していただいて、町の機関になっていただいたほうが私はいんじゃないかなというぐらいの感じはしています。ただ、その整理をしっかりとこの方向性でこういうふうに行っていくんだというものをしっかりとしないと、何かそこがあやふやな中途半端なやり方になっていってるといような感じがしてる。

それともう1点、先ほどDVDは観光協会じゃなくて築上町がつくったんだと。当然そうでしょう、予算はこっちから出てるんですから。そしたらなぜ築上町のホームページに載して観光協会のホームページから築上町のほうにアクセスができるようにしないのですか。今の話では説明と現実が違うんです。多分、今、そういうふうになってるはずなんです。観光協会のほうでアップをして、築上町のホームページからアクセスするようになってるわけです。そこから飛ぶようになってるはずですよ。じゃないかなと思うんですけどね。

それともう1点、先日ちょっと指摘を副町長にさしてもらいましたが、いきなりその日から出ないようになってます。「築上の風」と「CHIKUJO RAP」ですか、今ホームページで見れないようになってます。これ前々からいろいろと指摘があった件で、なかなか修正ができていないで、結果的に載せられない状況になっている。これだけの予算が出てるのにもかかわらず、そういうふうな状況が発生していってるといのは、ちょっと先ほどのキャラクターの話でもそうですけど、観光協会と築上町という流れの中で資金の整理とか、そういうものが何

もかもごっちゃになって、築上町がやるのはオーケーなんです。やることの内容もオーケーなんです。DVDもすばらしいものができている。ただやり方の方法として、何か間違っている部分があるんじゃないかなとそういうような感じがするんです。受けるんです。だからその整理をしっかりとさせていただかないといけないと思うんですけどね、ちょっと今の説明ですごい食い違う部分があるので、もう一度説明をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 商工課、村上参事。

○商工課参事（村上 敏之君） 商工課の村上です。

アップロードにつきましては、当初、総務課のほうに問い合わせをしたところ、YouTubeのアカウントがないというふうに聞いておりました。それで観光協会のアカウントのほうで上げさせていただきました。ただ、今見れなくなっているのは修正箇所があったものですから、一旦落とさせていただいて、今後きちんと役場のほうのホームページのほうから上げられるようにしていきたいと思います。また詳しい中身につきましては、また委員会のほうで御説明したいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 委員会のときも集中的に審議をさせていただきますし、一般質問も出していますので、そこで審議をさせていただきますが、例えば今のアカウントの説明にしても、アカウントがなかったからというのは、費用がかかれば別です。アカウントをとるのに費用は別にかからないんです。手間をちょっとちゅうかそんなに難しいことじゃないんだろと思うんです。それをちょっとするかしないかだけの違いで、結局そういうふうな理由で総務課にそのアカウントがなかったからできなかったというのは理由にはならないんです。そういうところをやっぱり業務的にこれはこうなんだ、これはこうなんだということをちゃんと説明できる、ちゃんとやれるような体制の中でこの予算を使っていく。この中で決算でこういうふうな形で使ったんだという説明をしっかりとできるようにやっていただきたいというふうに思います。あとは細かい内容については委員会と一般質問でさせていただきますのでよろしくお願いたします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。誰が先やったかわからん。宗さん。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。今、武道議員が指摘くださった同じ決算金額7款1項6目13節業務委託料についてお尋ねします。私の質問も若干一般質問的になるかと思いますが、一般質問でも上げております。この件は（発言する者あり）いえ、議事録に残したいのでぜひ言わせてください。よろしくお願いたします。

○議長（田村 兼光君） あのね、ほんとを言うと、私は皆さん方の意見をしよるけどね、委員会

へ付託はちょっと聞いたらね、委員会でやっぱりやってもらいたいんですよ。

○議員（2番 宗 晶子君） お気持ちはよくわかりますが……。

○議長（田村 兼光君） 私もね、議員の気持ちがわかるから最初からこうしよるけどね、同じような重複するようなことやら……。

○議員（2番 宗 晶子君） 重複しません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） もういい。じゃあ、もういいよ。許してあげ、はい、いけ。（発言する者あり）もういい。きょうはもういい。

○議員（2番 宗 晶子君） 重複しませんので言わせてください。

○議長（田村 兼光君） 言わせてくださいちゅうことはないよ、今言わせよんじゃけ。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。失礼いたしました。

本業務委託契約は税金を使っているいろいろなものを作成しております。税金を使って作成した以上は、この成果品、この業務を使ってつくった成果品は築上町に著作権があると考えます。ですから、本日までに私は著作権の資料がわかるようにという資料請求を出しておりましたが、現時点で出ておりません。築上町が著作権を取得すべき契約だと考えております。ですから、本業務委託契約は明らかな契約違反だと思います。速やかに請負業者に本業務委託料の代金返還請求を求めます。執行部が契約違反を認め、速やかにしかるべき措置をとらなければ、私は本議案の認定に賛成できません。御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

これはしかし、本会議の採決と違うんやけね、賛成できるとか反対とかないわけよ。委員会やからちょっと質疑をして、わからんところを問うて委員会とかそういうところでやってくださいよ。

○議員（2番 宗 晶子君） では言い直してよろしいでしょうか。

○議長（田村 兼光君） もう言うたことはいい。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど武道議員のお話もありましたように、本当に今度の「築上の風」、歌、ラップ、2本ともまことに本当に執行部としては申しわけなく思っております。先ほど私も二、三日前からこの件についてかかわって、なぜ観光協会上げんで築上町のアカウントが上げられないか、すぐできるんじゃないのかということ、総務課の電算に指示したらすぐできました。すぐできて、すぐ流せるような体制にはしたんですけど、先ほどから御質問がありましたように、中身が2カ所、3カ所ぐらい修正すべきところがありましたんで、今は閉鎖しておりますが、それについては観光協会じゃなくて築上町の中から全国の皆さん方に見ていただけるような形で修正する方向でしております。

そして、その中で私も何回となく見て、資料請求の中で著作権等のあれがありましたんですけど

ど、これについてはもう築上町のイメージを上げるという形のイメージソング、歌とラップという形での作成でございます。これについては、販売という目的、趣旨、念頭というものがございませんので、これについては丸ごと業者に委託して、それを丸ごと町がいただくという形で、これについては築上町に帰属すべきものであって、著作権がどうの、歌手の、作曲のという形には考えとりませんし、これが例えば1枚1,000円等で売るとか、そういうことをまた別の手だてを考えるのであれば、それについては作曲、作詞のした方と再協議になろうかと思えますけど、今の段階では著作権についてはこの契約の中には含まれておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 副町長に丁寧に説明いただきましたが、私はそのようなことは聞いておりません。御答弁いただいた中に、築上町が丸ごといただく、著作権は考えていないとおっしゃいました。そして再協議をするとおっしゃいました。しかし本業務の請負契約には必ず約款というものが存在していると思います。約款は契約書そのものだと思います。約款にうたっていることは無視してもよいのでしょうか。御答弁をお願いしたいのですが、約款について、まず財政課長、築上町業務委託契約約款第5条を読み上げた上で御答弁お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 大変申しわけございません。今、手元に約款の資料がございませんので読み上げることができません。

○議員（2番 宗 晶子君） 私が読み上げてもよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） そりゃあんたが読んでもええわ。読むなら読め。

○議員（2番 宗 晶子君） はい。じゃあ約款を読み上げさせていただきますが、この質問が1回とカウントされると私は困るので、もう1回発言の機会を与えてください、最後に。よろしいですか。だったら約款を読み上げます。よろしいですか。

では、築上町業務委託契約約款の第5条ですね。著作権の譲渡と第5条「受注者は成果物が著作権法に該当する場合には当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引き渡し発注者に無償で譲渡する」とうたわれております。この約款は無視してもよろしいのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 成果物については、築上町に帰属すべきものであって、その約款云々じゃなくて、全て歌、ラップとも築上町に帰属すべきものと考えておりますので、その著作権云々については、先ほどから言いますように発生しないものと思っております。

以上です。

○議員（2番 宗 晶子君） 私は約款云々ではないという発言自体が築上町にとって大問題だと思います。築上町にとって約款というものは何なのでしょう。私は業務委託契約約款というものは築上町の人、物、金、つまり職員の皆さんと財産を守るために存在しているものだと思うんですが、その約款が云々という発言には大変疑問を感じます。賛成反対は言えないので、この後の質問は一般質問でさせていただきますが、約款に対しての築上町の見解、そして副町長の不適切な発言、それについては修正等を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 一般会計予算の中で、ことしも不納欠損額が四百数十万、約500万弱あります。この不納欠損額の説明と、これからここ数年不納欠損額が出ていると思うんですが、内容と今後またこういう不納欠損という形で出ていくのか、発生するののかの見解をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 税務課長。

○税務課長（江本昭二郎君） 税務課の江本でございます。

工藤議員の今の質問に対してですが、納税相談の関係になりますと、滞納者がメインになりますが、各年滞納整理の関係で滞納者と接点を設けております。その中で納付困難な方につきましては、随時、納税相談、収入状況とかそういったものの確認をさせていただいて、分納の手続、納税者が負担のかからないような納付方法等を承っておるところでございます。件数としては月に一、二件あればいいかなということで、随時徴収係のほうで滞納者のほうと連絡を取り合っているところでございます。よろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今までの不納欠損の説明は、昨年もそうだったと思うんですが、回収が不可能だと、例えば、もうどこに行っているかわからないとか、取るに取れないいろいろな事情っていうような形だったと思うんですね。いろんな諸事情があると思うんですが、今税務課長が言われたように、早めに手だてをすることでこういうものも少しでも防げるのではないかなと思います。今の取り組みをもう少し詳しく説明してください。

○議長（田村 兼光君） 江本税務課長。

○税務課長（江本昭二郎君） 税務課の江本でございます。

不納欠損の関係につきましては、できましたら資料をつくりまして、所管外にはなりますけど、厚文のほうでおとしまで説明させていただいておりましたので、今回も資料をもとに説明させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第8. 認定第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第9. 認定第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第10. 認定第6号**

○議長（田村 兼光君） 日程第10、認定第6号平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第11. 認定第7号**

○議長（田村 兼光君） 日程第11、認定第7号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第12. 認定第8号**

○議長（田村 兼光君） 日程第12、認定第8号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第8号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第13. 認定第9号**

○議長（田村 兼光君） 日程第13、認定第9号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第9号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第14. 認定第10号**

○議長（田村 兼光君） 日程第14、認定第10号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第10号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第15. 認定第11号**

○議長（田村 兼光君） 日程第15、認定第11号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第11号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第16. 認定第12号**

○議長（田村 兼光君） 日程第16、認定第12号平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています認定第12号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第17. 議案第78号**

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第78号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第78号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第18. 議案第79号**

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第79号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第79号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第19. 議案第80号**

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第80号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第80号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第20. 議案第81号**

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第81号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第81号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第21. 議案第82号**

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第82号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 8 2 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第 2 2. 議案第 8 3 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 2、議案第 8 3 号旧竹内邸条例の制定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 8 3 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第 2 3. 議案第 8 4 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 3、議案第 8 4 号町道路線の認定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 8 4 号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第 2 4. 議案第 8 5 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 4、議案第 8 5 号町道路線の変更についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 8 5 号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第 2 5. 議案第 8 6 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 5、議案第 8 6 号町道路線の廃止についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 8 6 号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時50分散会

---